

新・学校法人宮崎学園一般事業主行動計画（第2回）

教職員が仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境を整備し、常勤・非常勤問わず、すべての教職員がその能力を十分に発揮でき、優秀な人材の確保ができるよう改正次世代育成支援対策推進法（平成26年4月23日公布）に基づく一般事業主行動計画を次のように策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 子どもの出生時における育児休業の取得（特に男性）を推進する。
(過去5年間の男性の育児休業取得率0% ※女性100%)

＜対策＞

- ・【継続】妊娠中や産前・育休復帰後の女性教職員のための相談員の委嘱
(4人：本部・大学・短大・中高校)
- ・令和2年4月～ 相談員は、子どもが誕生する教職員（特に男性）及びその上司に、育児関連制度に関する説明を行い、学校休業期間等の育児休業取得を促進する。
- ・令和3年4月～ 男性の育児休業取得率向上に向け、育児休業制度の見直しを含めた検討を開始し、計画期間内の取得率向上を目指す。

目標2 10日以上の年次有給休暇取得率を40%以上にする。
(平成30年度の10日以上取得率35.1%)

- ・令和2年4月～ 定期的な年次有給休暇取得状況の調査を行い、低取得率者への取得促進を行う。

目標3 改正前の次世代法及び改正次世代法（第1回）において策定・実施してきた行動計画内容を継続する。

- ・旧・行動計画（H17.4.1～H27.3.31）及び新・行動計画・第1回（H27.4.1～R2.3.31）の内容を継続して行い、妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活の両立支援等を行う。